

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和3年度）

住 所 千葉県千葉市稲毛区萩台町199-1

事業者名 千葉都市モノレール株式会社

代表者名 代表取締役社長 小池 浩和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅トイレのバリアフリー化	・駅トイレについては以下の駅をバリアフリー改修する。 桜木駅……(2021年度)	2月28日改修済み
放送装置の更新	・駅放送装置の更新を実施する。 中央指令所他 全18駅対象……(2019年度～2021年度)	8月31日更新済み

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員の巡回による必要な掲示物の点検	・定期的な駅係員の巡回による掲示物等の整備状況の点検を行う。 ・旅客動線に合った掲示物の掲出を行う。	全駅員に担当駅を割り振り、駅設備の点検チェックリストに従い、毎月点検を実施。
案内放送装置による情報提供	・聞き取りやすい音量、音質、速さ、回数等で提供できるよう教育を行う。	放送に関して、適宜、業務の中で指導を実施。 新放送装置の導入に伴い、自動放送による案内を充実させた。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子利用の旅客、視覚障害者及び乗降介助が必要な旅客等については、エレベーターまでの介助誘導を実施する。</li> <li>・無人駅に「声掛け・助け合いのポスター」を掲示して乗客同士による助け合い等について普及啓発を図る。</li> <li>・無人駅であってもあらかじめ事前連絡を受けることで、乗降補助サービスが可能であることをホームページ等で周知する。</li> <li>・駅インターホンから乗降補助の連絡を受けた場合は、有人駅や本社(以下、「最寄り駅等」という)から駅係員等が対応する。</li> <li>・幅広改札機が設置されていない駅から乗降する場合は、事前連絡または駅インターホンで依頼を受ければ、最寄り駅等から社員が介助に駆けつけることを徹底する。</li> <li>・他の交通機関への円滑な乗り継ぎを支援するための介助を徹底する。</li> <li>・千葉みなと駅、千葉駅、都賀駅、千城台駅に筆談のための筆記用品を常備する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を注視しながらサービス介助士資格の取得を進めていく。</li> </ul>	<p>乗降介助が必要な旅客に対し、駅係員が介助誘導を実施した。</p> <p>無人駅にポスター掲出を行った。 また、列車乗降車介助時等の機会を捉え、介助に関する案内を直接伝達も併せて実施した。</p> <p>ラッシュ時間帯においても無人駅対応ができる人員体制を整えている。</p> <p>実施徹底済み。</p> <p>他の交通機関との結節駅で、相互に円滑な乗り換えを支援を実施。</p> <p>有人4駅に常備している。</p> <p>駅係員のサービス介助士資格新規取得者10人</p>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗降補助サービスの実施にあたり、事前連絡するための連絡先及び駅インターホンの活用について、ホームページや駅で広告することにより、取り組みの周知を行う。</li> <li>・無人駅改札口に介助が必要な方のための補助に関する連絡方法をホームページ等で周知する。</li> <li>・無人駅をはじめ全駅へ転落防止のための放送を実施する。</li> </ul>	<p>ホームページ及び駅案内掲示物により周知を行った。</p> <p>掲示済み</p> <p>自動放送により、触車および転落防止に関する注意喚起放送を実施した。</p>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・サービス介助士の資格取得及び資格更新に係る経費を会社負担とし資格取得の促進を図る。全駅係員と全運転士がサービス介助士の資格を取得する。	駅係員のサービス介助士資格新規取得者10人
定例訓練の実施	・車イスや高齢者、視覚障害者の疑似体験型訓練を実施する。	実施済み。
小集団活動等による対応方研究	・社内的小集団活動等にて「介助を必要とされている方」への対応向上について研究する。	サービス介助士が工夫して駅係員向け研修資料を作成し、研修リーダーとして駅係員に対する教育を実施している。
講習会への参加	・民間企業主催の盲導犬講習会に参加し、盲導犬に関する知識を習得する。	新型コロナウイルスの影響で未実施
ガイドヘルパー養成研修の受入	・当社の駅・列車をガイドヘルパー養成研修の実施場所として提供し、課題等の情報共有を図る。	実施場所の提供は行っている。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内サイン、掲示物の掲出	・旅客動線、利用実態に即した掲示物の検討。	ポスターボード外であっても、啓発内容に即した効果的な掲出場所がある場合は、特例的にポスターの掲出を行っている。
	・エレベーター内に車両の多目的スペースの位置を明示するポスターを掲出する。	実施済み
	・ポスターを貼付しヘルプマークの普及啓発を行う。(計画書未記載)	実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・千葉駅等を含む中心市街地の移動等円滑化について、千葉市バリアフリーガイドラインに基づき地区別バリアフリー基本構想(JR/京成稲毛地区)を策定した。  
※千葉駅等とは、千葉駅のほか千葉みなと、市役所前、栄町、葭川公園、県庁前、千葉公園、穴川、都賀、スポーツセンター、千城台北、千城台駅を示す。
- ・地区別バリアフリー基本構想(JR/京成稲毛地区)の策定過程において、穴川駅にて実施する基礎調査(地域懇談会、まち歩き点検ワークショップ)に協力するとともに、特に重要な案件については、状況の確認を行い業務連絡会議等で共有した。
- ・駅ホーム縁端部をC Pラインに更新完了(2021年度：葭川公園駅)

(3) 報告書の公表方法

ホームページで公表する。  
([https://chiba-monorail.co.jp/index.php/company-info/idoenkatsu\\_torikumi/](https://chiba-monorail.co.jp/index.php/company-info/idoenkatsu_torikumi/))

(4) その他

住所 千葉県千葉市稲毛区萩台町199番地1  
 事業者名 千葉都市モノレール株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 小池 浩和

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和3年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	軌道停留場の名称	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有停留場、無停留場の別	公共交通円滑化等移動等円滑化基令の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の設置	傾斜路の設置数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設備の有無
		***	線		人						基	基	基	箇所									
千葉都市モノレール		千葉みなと	1号線	千葉県 千葉市 中央区	13,636			〇	2	2	3 (3) 基	3 基	基	1 箇所			〇	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		市役所前	1号線	千葉県 千葉市 中央区	4,909	〇		〇	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		千葉	1号線、2号線	千葉県 千葉市 中央区	22,496				2		3 (1) 基	12 (4) 基	基	箇所			〇	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		栄町	1号線	千葉県 千葉市 中央区	395	〇		〇	1	1	2 (2) 基	2 基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	1	
千葉都市モノレール		菫川公園	1号線	千葉県 千葉市 中央区	1,776	〇		〇	1	1	2 (2) 基	2 基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	1	
千葉都市モノレール		県庁前	1号線	千葉県 千葉市 中央区	1,457	〇		〇	1	1	1 (1) 基	2 (2) 基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	1	
千葉都市モノレール		千葉公園	2号線	千葉県 千葉市 中央区	1,594	〇		〇	2	2	3 (3) 基	基	基	1 (1) 箇所			×	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		作草部	2号線	千葉県 千葉市 稲毛区	3,499	〇		〇	2	2	4 (4) 基	基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		玉台	2号線	千葉県 千葉市 稲毛区	3,710	〇		〇	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		六川	2号線	千葉県 千葉市 稲毛区	3,480	〇		〇	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		スポーツセンター	2号線	千葉県 千葉市 稲毛区	4,106	〇		〇	2	2	4 (4) 基	2 (2) 基	基	箇所			〇	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		動物公園	2号線	千葉県 千葉市 若葉区	1,413	〇		〇	2	2	4 (4) 基	基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		みつわ台	2号線	千葉県 千葉市 若葉区	2,852	〇		〇	2	2	4 (4) 基	基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		都賀	2号線	千葉県 千葉市 若葉区	10,365			〇	2	2	3 (3) 基	基	基	箇所			〇	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		桜木	2号線	千葉県 千葉市 若葉区	3,082	〇		〇	2	2	4 (4) 基	基	基	箇所			〇	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		小倉台	2号線	千葉県 千葉市 若葉区	2,543	〇		〇	2	2	4 (4) 基	基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		千城台北	2号線	千葉県 千葉市 若葉区	1,850	〇		〇	2	2	4 (4) 基	基	基	箇所			×	〇	〇	〇	〇	2	
千葉都市モノレール		千城台	2号線	千葉県 千葉市 若葉区	7,021			〇	2	2	4 (4) 基	2 (2) 基	基	箇所			〇	〇	〇	〇	〇	2	
		(合計)				14 ***	0 ***	17 ***	33	31	18 18 *** 57 (55) 基	8 4 *** 29 (10) 基	0 ***	2 1 停留所 2 (1) 箇所	0 ***	0 ***	6 ***	18 ***	18 ***	18 ***	18 ***	0 ***	

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第4号様式)

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場との間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。